

番号	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称	区域	面積(ha)	期限(令和)
1	有明 (ニホンジカ・イノシシを除く)	安曇野市穂高有明豊里地籍の主要地方道塩尻鍋割穂高線と市道西穂高線336号線との交点を起点にし、同点から同市道を西進し、同市道と富士尾山山頂(標高1296.1m)から南東に伸びる尾根との交点に至り、同点から同尾根を北西進し、富士尾山山頂に至り、同山頂から北西に伸びる尾根を北西進し、同尾根と天満沢川との交点に至り、同点から民有林第2058林班と第2064林班の境界を北進し、民有林第2059林班と第2063林班の境界を北東進し、民有林第2062林班と第2063林班との境界を南西進し、国有林及び民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、更に北東進し、同境界と県道槍ヶ岳矢村線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、更に東進し、同県道と市道有明412号線との交点に至り同点から同市道を西進し、更に南進し、同市道の終点に至り、同点から廃道を東進し、市道有明784号線を経て、同市道と林道長峰線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と主要地方道塩尻鍋割穂高線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	994	9.10.31
2	黒沢山林 (ニホンジカ・イノシシを除く)	安曇野市三郷大字小倉地籍の黒沢の滝を起点とし、同点から通称滝ノ沢へ通じる小尾根を南進し、通称滝ノ沢へ至り、同点から安曇野市三郷と松本市梓川界の尾根を西進し、民有林と国有林界に至り、同点から中信森林管理署所管国有林232林班と233林班との境界に至り、同点から尾根を西進し、安曇野市三郷、松本市梓川及び松本市安曇との境界に至り、同点から安曇野市三郷と松本市安曇の境界を北東進し、国有林231林班ろ小班と同林班に小班との小班界に至り、同点から同小班を東進し、国有林と民有林との境界に至り、同点から同境界を南東進し、国有林231林班に小班と同林班へ小班との境界に至り、同点から同境界界を東進し、更に南東進し、通称山越に至り、同点から黒沢の滝に至る小尾根を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	288	9.10.31
3	中房 (ニホンジカ・イノシシを除く)	安曇野市穂高有明所在の中房国有林201林班から203林班までの各林班、同213林班から217林班までの各林班の区域一円	1,992	6.10.31
4	烏川 (ニホンジカ・イノシシを除く)	安曇野市堀金烏川須砂渡地籍の烏川須砂渡ダム右岸と林道烏川線との交点を起点とし、同点から同林道を南西進し、安曇野市堀金烏川内山地籍の民有林13林班と14林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林中信森林管理署管内烏川国有林第204号標柱に通じる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、同標柱に至り、同点から国有林と民有林との境界を北西進し、本沢との交点に至り、同点から国有林と民有林の境界を北西進し、旧南安曇郡堀金村と旧南安曇郡穂高町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、緑資源機構所有地と県営烏川渓谷緑地公園の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同公園と一ノ沢財産組合所有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、林道一ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を東進し、県営烏川渓谷緑地公園と京信産業株式会社所有地との交点に至り、同点から同境界を南進し、烏川との交点に至り、同点から同川を東進し、須砂渡ダム左岸との交点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,004	6.10.31
5	熊伏 (ニホンジカ・イノシシを除く)	下伊那郡天龍村平岡地籍の民有林第94林班と第95林班の境界と明治沢との交点を起点とし、同点から第94林班ろ小班と同林班か小班の境界を東北進し、第94林班い小班と同林班か小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、第93林班と第94林班の境界に至り、同点から同境界を南東進し、下伊那郡天龍村と飯田市の市村境との接点(1,543メートル標高点)に至り、同点から同市村境を南進し熊伏山山頂(1,653.3メートル三角点)に至り、同点から同市村境を南進し、静岡県境との接点に至り、同点から同県境を南西進し、民有林第98林班と第120林班の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、1,367メートルの標高点に至り、同点から第98林班と第111林班の境界を北西進し、第98林班ろ小班と同林班は小班の境の接点に至り、同点から同境界を北東進し、小河内川支流との交点に至り、同点から第98林班い小班と同林班に小班の境界を東進し、第97林班と第98林班の境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、第97林班は小班と同林班に小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、小河内川との交点に至り、同点から同川を南西進し、民有林第96林班ろ小班と同林班は小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、第94林班と第96林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、1,321メートル標高点に至り、同点から民有林第94林班る小班と同林班を小班の境界を北西進し、1,071メートル標高点に至り、同点から第94林班と第95林班の境界を北緯進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	401	10.10.31
6	諏訪 (ニホンジカ・イノシシを除く)	諏訪市大和地籍の諏訪市道2-2号線と諏訪市道11234号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同地方道を南進し、唐沢川との交点に至り、同点から同川を東進し、中部電力諏訪東茅野線(送電線)の管理用道路との接点に至り、同点から同道路を南東進し、県道諏訪茅野線との接点に至り、同点から同県道を北進し、さらに南東進し、林道中沢線との接点に至り、同点から同林道を南進し、諏訪湖カントリークラブ区域界との接点に至り、同点から同区域界を北西進し、諏訪市道42220号線に至る歩道との接点(標高1170.8メートルの三角水準点)に至り、同点から同歩道を南進し、諏訪市道42220号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道諏訪茅野線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、福沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同地方道を南西進し、諏訪市道I-11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、諏訪市道2-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	456	6.10.31
7	北大塩 (ニホンジカ・イノシシを除く)	茅野市米沢地籍(通称伊那丸台)の茅野市と諏訪市の市界と市道I B1900号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、カシガリ山へ通じる歩道との交点に至り、同点から同歩道を南進し、カシガリ山山頂に至り、同点から市道I B1984号線へ通じる歩道を南進し、市道I B1984号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道I B1900号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、作業道藤原唐沢線との交点に至り、同点から同作業道を西進し、作業道モツキ線との交点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道米沢霧ヶ峰1号線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、通称消防道路との交点に至り、同点から同道路を西進し、茅野市と諏訪市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	800	10.10.31
8	大峰 (ニホンジカ・イノシシを除く)	北安曇郡池田町大字会染773-1番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点(1,015.6メートル)を経て、同市町界と大町市八坂(旧八坂村)の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道210号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との交点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	245	8.10.31